

中央大学の学費（昭和期二）

一九四〇（昭和十五）年、中央大学の高文司法科試験合格者数は七〇名に達し、東京帝国大学の五五名を抜いて全国大学中の首位に躍り出た。

この状況は翌年以降も続き、四二年には司法科試験合格者総数三二一人中、一一九人を中央大学出身者が占めるという躍進ぶりであった。また、この快挙に対する社会的反響も大きく、中央大学への入学志願者数は学部・予科・専門部ともに急激な増加傾向をみせた。

しかしながら、受験者数の激増とは裏腹に、この時期以降、中央大学の経営基盤は急速に弱体化していくこととなる。その原因は、三八年の国家総動員法公布を受けて、文部省が推し進めた対私学政策の影響にあった。私立大学を戦時体制に組み入れるため、学校教練の実施や学校報国団の組織化を進めていた文部省は、四一年十月に大学・専門学校の修学期間を三ヵ月短縮し、各校にいわゆる「繰り上げ卒業」を実施させた。

も絶たれるという状況に追い込まれたのである。また、従来から財団法人の経営者である理事・監事はすべて無給であったため、経費の節約も期待できず、戦時体制下の物価上昇のもとで、篤志家の寄付を募ることも不可能に近かった。

そのため中央大学では四三年二月に学費改定を断行し、年額授業料を学部一八〇円（夜間部一五〇円）・予科一五〇円（第二予科二二〇円）専門部一五〇円（夜間部一二〇円）へと値上げしたのであった。



高文合格者数の躍進と大学予科期間の短縮を報じる『中央大学新聞』（1942年9月15日）

しかし、この学費値上げも、大学経営を安定させることはできなかった。四三年、東条英機内閣は文科系大学の学部予科定員を三分の一に、文科系専門学校の専門部定員を二分の一に削減するとともに、文科系大学・専門学校を統廃合して理科

さらに翌年八月には、予科の修学期間を三年から二年へと短縮するとともに、従来から黙認していた私立大学の定員超過を四二年度以降は厳禁する方針をとり、在学生数の減少を目指したのである。これらは四三年に施行された学生の徴兵猶予停止と学徒出陣の前提となる措置であるとともに、中央大学を含む全私立大学の財政基盤に大きな打撃を与えることとなった。

中央大学では創立五十周年記念事業に対応して実施した四〇年四月の学費改定により、年額授業料は学部一三〇円（夜間部一一〇円）・予科一一〇円（第二予科一〇〇円）・専門部一〇〇円（夜間部七七円）となっていたが、四二年九月の「繰り上げ卒業（第五八回卒業式）」の実施以降、学部専門部授業料の年額四分の一が徴収不能となり、さらに予科二年制の実施にともなう授業料収入の減少も確定的であった。

その上、定員超過の厳禁により、減収分を補填する道系大学・専門学校へ転換させる方針を打ち出し、翌四四年には学徒勤労令を公布して、文科系在学生のさらなる削減を強要したのである。

これにより、中央大学においても同年四月に商学部・専門部商科の学生募集が停止され、十月からは板橋陸軍造兵廠などへの通年動員が実施されている。

四五年二月段階の試算では、四三年度の総収入一三五万余円に対し、四四年度は五〇万余円、四五年度には三九万余円への大減収が算出されている。大学経営を維持する方法は、学費の再値上げを残すのみであった。

四五年二月、中央大学は再び学費改定を文部省に申請した。新学費は、学部の年額授業料が二八〇円（夜間部二五〇円）、予科二五〇円（第二予科二〇〇円）、専門部二五〇円（夜間部二二〇円）と大幅に値上げされており、三月三十一日に文部省の認可を受けたのち、四月から実施されて危機的な大学財政を好転させるはずであった。

しかし実際には、同三月十八日にすべての学校授業が一年間停止されたため、学費の再値上げは何の効果もあげられないまま、中央大学をはじめほとんどの私立大学の経営基盤が事実上解体したのであった。